

光市建設工事等指名競争入札に関する要綱第4条に規定する指名基準の運用基準の一部改正について

この度、光市建設工事等指名競争入札に関する要綱第4条に規定する指名基準の運用基準に規定する指名業者数を変更しますのでお知らせします。

1 対象工事

土木一式工事・建築一式工事以外のその他工事等

※ 土木一式工事・建築一式工事については変更ありません。

2 変更内容

(現行)

その他の工事等

請負対象設計額	指名業者数
2,000,000円未満	3以上
2,000,000円以上 5,000,000円未満	4以上
5,000,000円以上	6以上

(変更)

その他の工事等

請負対象設計額	指名業者数
2,000,000円未満	<u>4以上</u>
2,000,000円以上 5,000,000円未満	<u>5以上</u>
5,000,000円以上	6以上



3 適用年月日等

令和6年4月1日以降、公告又は通知するもの。